

山口市一般廃棄物（ごみ等）収集運搬業許可取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山口市条例第122号。以下「条例」という。）及び山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第97号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可事務及び収集運搬業務の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において一般廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項のうち、し尿、浄化槽汚泥及び浄化槽汚水を除いたものをいう。

（許可申請）

第3条 一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、規則第29条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を申請書に添付しなければならない。

- （1）一般廃棄物収集運搬業にかかる業務経歴及び事業計画の概要を記載した書類
- （2）一般廃棄物収集運搬業の許可を新たに受けようとする者は、事業資金及びその資金の調達方法を記載した書類
- （3）財務諸表（法人にあつては、決算報告書の写し、個人の場合は、貸借対照表・損益計算書を作成しないときは、収支決算書の写しで、ともに、直近のもの）
- （4）役員名簿（監査役を含む全ての役員を記載した書類）
- （5）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2第2号イに規定する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することの証明として、一般財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物処理業に必要な知識及び技能を習得することを目的とした講習の修了証書の写し（申請日から起算して2年以内に受講した講習の修了証書に限る）
- （6）一般廃棄物収集運搬業の用に供する施設の図面及び当該施設の付近の見取図及び当該施設の所有権を有することを証する書類等（申請者が所有権を有していない場合は、当該施設の使用権原を有することを証する書類）
- （7）一般廃棄物の保管又は積替えを行う施設を設置する場合は、当該施設の図面及び当該施設の付近の見取図及び当該施設の所有権を有することを証する書類等（申請者が所有権を有していない場合は、当該施設の使用権原を有することを証する書類）
- （8）保管施設掲示板の設置場所を記した図面、及び設置場所に掲げた写真

- (9) 車輛の写真（正面「ナンバーが写るように」、横の2枚）
- (10) 自動車検査証の写し（使用者と申請者が異なる場合は、賃貸借契約書の写しを添付）
- (11) 処理料金及び料金徴収の方法
- (12) 契約者明細及び収集量等一覧（主な業務として、ごみの回収を業としている業者は、委託契約を締結している各事業所の事業系一般廃棄物搬入許可証（可燃物）の写し）
- (13) 納税証明書（法人である場合は、法人税及び市税の滞納のない証明、個人である場合は所得税及び市税の滞納のない証明）
- (14) 申請者が（法人である場合は、その業務を行う役員を含む。）法第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
- (15) 誓約書
（遵守事項）

第4条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業許可業者」という。）の遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条の規定（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に従って、適正に行なうこと。
- (2) 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、令第4条の2の規定（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に従って、適正に行なうこと。
- (3) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと。
- (4) 収集又は運搬する一般廃棄物は、再生利用等を行うことにより最大限減量に努め、可燃物、不燃物、資源物に分別し、それぞれ市長の指示する施設に搬入すること。
- (5) 各事業所において分別された可燃物、不燃物、資源物は、混載することなく、別に収集し運搬すること。平ボディ車等で運搬する場合は、仕切等を設置し、可燃物、不燃物、資源物が混ざることがないように十分に注意すること。排出事業者の分別行為又は意識を低下させるような行為は、厳に慎むこと。
- (6) 一般廃棄物処理施設への運搬経路は、市長の指示に従うこと。
- (7) 市の行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすと認められる一般廃棄物を収集又は運搬した場合には、自らの責任において適正な処理をすること。
- (8) 一般廃棄物処理業許可証は、事務所内の見えやすいところに掲示すること。
- (9) 車輛及び機材等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。車輛の洗車をする場合は、ごみ等が飛散・流出しないように十分注意すること。
- (10) 車輛及び機材等は、みだりに交通あるいは環境衛生上支障の生ずるおそれのある場所に置かないこと。

- (11) 従業員が許可条件に違反しないように常に指導監督し、従業員の違反行為については全責任を持ち、これを速やかに処理すること。
- (12) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、粗暴な行為、住民の信頼を裏切る行為等により、住民からの信頼性を損なわせることがないようにすること。
- (13) 法第7条第15項及び16項の規定に基づき、環境省令で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間事業所ごとに保存すること。
- (14) 前各号に定めるもののほか、市長の指示事項を遵守すること。

(届出)

第5条 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、廃業又は次に掲げる事項に変更があった場合は、変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した事項
- (2) 規則第29条第2項各号に規定した書類又は図面に記載した事項
- (3) 第3条各号に規定した書類又は図面に記載した事項

(報告)

第6条 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、次に掲げる事項が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の処理に関し事故等が発生した場合
- (2) その他生活環境の保全上又は公衆衛生上に関し、重大な影響が生じた場合
(その他必要な事項)

第7条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。